

【令和5年度生ごみ処理機器モニターレポート Vol.38】

生ごみ処理機器を使用したモニターの声をお届けしていきます。



3人家族のモニターです。

令和5年度生ごみ処理機器モニター事業の最後のアンケートに答えていただきました。

こちらの方もモニター期間終了後も生ごみ処理機を使用し続けると回答をいただいております。

生ごみの処理中に多少の臭いの発生はあるものの、可燃ごみの排出量が減ることにより、家事の負担軽減となることや、そもそも生ごみを出さないように心がけるようになったことにより、食品ロスを防ぐ意識が高まったことから、経済的な効果もあったためだそうです。

また、食べ残しや作り過ぎに注意するようになったため、買い過ぎを控えるようになり、結果として、プラスチック製容器包装の排出減にもなり、限りある資源の使用抑制にもつながっているそうです。

なお、処理後の生ごみについて、夏場は都度堆肥として土に混ぜ込み使用し、現在は、物置に保管しているそうで、自宅から出る生ごみで自家栽培の野菜を育てられたことに大きなメリットを感じているそうです。

この度は、長期間に渡り、貴重なご意見・ご報告をいただき本当にありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げます。

※掲載されている内容は、あくまでも生ごみ処理機器を使用した感想であり、機器の性能評価ではありません。

【令和6年度生ごみ処理機購入助成制度について】 — 市内販売登録店でのご購入に限ります —

ごみの減量化と資源の再利用化等を進めるため「電気生ごみ処理機」及び「生ごみ堆肥（コンポスト）化容器」を購入しようとする世帯に対し、その購入費の一部を助成しております。

4月1日（月）より電話にて先着順となっておりますので、是非お問合せ・ご検討ください。

	電気生ごみ処理機	生ごみ堆肥（コンポスト）化容器
対象者	市内に居住している方（ただし、事業所は除きます。）	
数量	1世帯につき1台まで	1世帯につき2個まで
助成金額	購入額の2分の1、10,000円を限度	容器の価格により1個につき1,000円から3,000円まで

【問合せ先】

釧路市市民環境部環境事業課

TEL 0154-31-4551 FAX 0154-24-4145

ka-haikibutu@city.kushiro.lg.jp

令和6年度
生ごみ処理機購入助成制度の
ホームページはこちら 

